

神田外語大学研究不正の防止及び研究不正への対応に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、神田外語大学（以下、「本学」という。）における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用（以下、これらを「研究不正」という。）を防止し、研究不正が行われ又はその恐れがある場合に適切に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動

競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動

(2) 研究活動上の不正行為

①故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる下記の特定制不正行為

ア. 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること

イ. 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ. 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

②①以外の研究活動上の不適切な行為であって、二重投稿、不適切なオーサリング等、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(3) 研究費

「神田外語大学 研究資金等の運営・管理に関する取扱規程」第1条に規定する「研究資金等」

(4) 研究費の不正使用

業者への預け金等の架空の取引、実態を伴わない旅費、虚偽の申請による給与又は謝金の受給、私的及び目的外の使用等、並びに法令、研究費配分機関が定める規程、本学規程等の違反により研究費等を支出する行為

(5) 研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者、本学の施設や設備を利用して研究に携わる者及び研究支援業務に従事している者

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、前条第1号から第4号に規定する研究不正を行ってはならず、また、他者による研究不正の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究活動のコンプライアンス教育、研究倫理教育及び研究活動に係る法令等に関する研修を定期的に受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、調査・研究データその他の研究資料等を、「神田外語大学研究データ等の保存および管理に関する規程」の定める保存期間（以下、「保存期間」という。）適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究者等は、複数の研究者で行う研究については、別に定めのあるものを除き、個々の研究者の役割分担及び責任の所在を明確にしなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 学長は、研究倫理の向上及び研究不正の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(副総括責任者)

第5条 本学に、公正な研究活動を推進するための研究倫理の向上及び研究不正の防止等に対応する副総括責任者を置き、学長が指名する者をもってこれに充てる。

2 副総括責任者は、研究倫理教育責任者を兼ねるものとする。

(研究不正防止委員会の設置)

第6条 本学に、研究者等による研究不正を防止するため、以下の組織体制による研究不正防止委員会（以下、「不正防止委員会」という。）を置く。

2 不正防止委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。

3 委員長は、委員のうちから学長が指名する。

4 委員長は、不正防止委員会の業務を統括する。

5 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。

7 委員は、次の各号に掲げる者とし、第7号から第9号までの委員については学長が指名する。

(1) 学長が指名した副学長

(2) 研究科長

- (3) 学部長
- (4) 各学科長
- (5) 事務局長
- (6) 総務部ゼネラルマネージャー
- (7) 科学研究について専門知識を有する者 若干名
- (8) 科学研究における行動規範について専門知識を有する者 若干名
- (9) 法律の知識を有する外部有識者 1名
- (10) その他、学長が指名した教職員

8 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

9 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(不正防止委員会の職務)

第7条 不正防止委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理及び研究活動のコンプライアンスについての教育、研修の企画・実施に関する事項
- (2) 研究不正防止計画に関する事項
- (3) 研究者等の研究不正の調査に関する事項
- (4) 研究不正と認定された場合の必要な是正措置等に関する事項
- (5) 「人を対象とする研究」の倫理審査に関する事項
- (6) その他不正防止に関して学長が諮問する事項

2 本条第1項第5号の審査に関しては、「神田外語大学 「人を対象とする研究」の倫理および倫理審査規程」に定める。

(不正防止委員会の運営)

第8条 不正防止委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって開催する。

2 不正防止委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長が決する。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第9条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、総務部に受付窓口を置く。
ただし、告発又は相談業務を行う担当職員は、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。

(告発の受付体制)

第10条 研究不正の疑いがあると思料する者は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、所定の申立書に従って、研究不正を行ったとす

る研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

- 3 窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、委員長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び委員長に報告するものとする。学長は、当該告発に関係する学科等の長に、その内容を通知する。
- 5 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知する。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、研究不正の疑いが指摘された場合（研究不正を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。
- 7 研究費の不正使用に係る告発は、当該事案の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

（告発の相談）

- 第11条 研究不正の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談することができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。
 - 3 相談の内容が、研究不正が行われようとしている、又は研究不正を求められている等であるときは、相談窓口は、学長及び委員長に報告する。
 - 4 前項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行う。

（告発窓口の職員の義務）

- 第12条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第13条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 学長及び委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長、委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第14条 学長又は副総括責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長の報告を受け理事長は、相当な理由がないにも関わらず、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、「神田外語大学 教育職員懲戒規程」及びその他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

4 学長の報告を受け理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第15条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長の報告を受け理事長は、相当な理由がないにも関わらず、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、「神田外語大学 教育職員懲戒規程」及びその他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

3 学長の報告を受け理事長は、相当な理由がないにも関わらず、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発）

第16条 本学に所属するすべての者は、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究

を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長の報告を受け理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

（予備調査の実施）

- 第17条 第10条に基づく告発があった場合又は第6条第3項に規定する委員長（以下、「委員長」という。）がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、委員長を含め3名の委員によって構成するものとし、委員長は不正防止委員会の議を経て、委員を指名する。
 - 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
 - 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、調査・研究データその他の研究資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

- 第18条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された合理的・科学的理由、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 2 研究活動上の不正行為に関して、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。

（本調査の決定等）

- 第19条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を不正防止委員会及び学長に報告する。
- 2 不正防止委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
 - 3 不正防止委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

- 4 不正防止委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存する。
- 5 不正防止委員会の報告を受け学長は、本調査を実施することを決定したとき及び本調査を実施しないことを決定したときは、当該事案について、研究費等の配分機関及び関係省庁に報告・協議する。なお、研究費の不正使用にあつては、学長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告・協議しなければならない。

(調査委員会の設置)

- 第20条 不正防止委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により、本条3項及び4項に定める調査委員会を設置する。
- 2 本条3項に定める調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
 - 3 研究活動における不正行為に係る調査委員会（以下、「第20条第3項調査委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 不正防止委員会の委員長
 - (2) 本学の教授 2名程度
 - (3) 学外の研究者若しくは弁護士等 3名以上
 - 4 研究費の不正使用に係る調査委員会（以下、「第20条第4項調査委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 不正防止委員会の委員長
 - (2) 本学の教授 2名
 - (3) 学外の弁護士等 1名
 - (4) 事務局長
 - 5 学長は、必要に応じて、前2項の委員の他に、事務局員若干名を委員に任命することができる。
 - 6 本学及び被告発者と直接の利害関係を有する者については、委員となることできない。

(本調査の通知)

- 第21条 不正防止委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、不正防止委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
 - 3 不正防止委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第22条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始する。
- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。
- 3 第20条第3項調査委員会は、研究活動上の不正行為に係る告発等において指摘された当該研究に係る論文、研究ノート、調査資料、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。また、第20条第4項調査委員会は、研究活動上の不正使用に係る告発等において指摘された当該研究費使用に関する各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

- 第23条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第24条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案の証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。また、被告発者は、調査委員会の要請に協力しなければならない。
- 2 告発された事案に係る研究不正が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案の証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

- 第25条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、不正の事実が一部でも確認・認定された場合、又は告発された事案に係る研究活動の予算の配分機関等の求めがあった場合には、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出する。

(調査における研究上の情報の保護)

- 第26条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することの

ないよう、十分配慮する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 第20条第3項調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

第6章 研究不正の認定

(研究活動上の不正行為の認定の手続)

第28条 第20条第3項調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得る。
- 3 調査委員会は、研究不正が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(研究費の不正使用の認定の手続)

第29条 第20条第4項調査委員会は、本調査を開始した日から起算して90日以内に、調査した内容をまとめ、研究費の不正使用が行われたか否かについて、次の各号に掲げる事項を明らかにして、認定する。

- (1) 不正使用の内容
- (2) 不正使用に関与した者及びその関与の度合い
- (3) 不正使用が行われた研究費等
- (4) 不正使用が行われた相当額

- 2 調査委員会は、調査の過程で不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに当該部分が不正使用に該当する旨の認定を行う。
- 3 調査委員会は、研究不正が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行

う。

- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(研究活動上の不正行為の認定の方法)

- 第30条 第20条第3項調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存期間の範囲に属する研究データ、その他の研究資料等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(研究費の不正使用の認定の方法)

- 第31条 第20条第4項調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的証拠、関係者の証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正使用か否かの認定を行う。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正使用を認定することはできない。
 - 3 調査委員会は、本条1項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告等)

- 第32条 学長は、速やかに、調査結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究不正に関与したと認定された者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。なお、研究費の不正使用にあっては、告発等の受付から210日以内に調査結果を配分機関に報告する。
 - 3 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
 - 4 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第33条 研究不正が行われたものと認定された被告発者及び被告発者以外で研究不正に関与したと認定された者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 前項に定める新たな調査委員は、第20条第2項から第6項に準じて指名する。
 - 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。
 - 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
 - 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知する。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第34条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告する。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得る。
 - 4 学長は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究不正に関与したと認定された者に通知する。

被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第35条 学長は、研究不正が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究不正に関与した者の氏名・所属、研究不正の内容、本学が公表時までにを行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。ただし、不正使用を行った者の氏名・所属、その他公表しない合理的な理由があると認められる事項があった場合は、当該事項を公表しないことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第36条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

(研究費の使用中止)

第37条 学長は、研究不正に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、研究活動上の不正

正行為が認定された研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下、「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

（論文等の取下げ等の勧告）

第38条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が本条1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

（措置の解除等）

第39条 学長は、研究不正が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、研究不正を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

第40条 学長の報告を受け理事長は、本調査の結果、研究不正が行われたものと認定された場合は、当該研究不正に関与した者に対して、法令、「学校法人佐野学園専任職員就業規則」、「神田外語大学非常勤教員就業規則」及び「神田外語大学 教育職員懲戒規程」に従って、処分を課す。

2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

（是正措置等）

第41条 不正防止委員会は、本調査の結果、研究不正が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下、「是正措置等」という。）をとることを勧告する。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する研究科、学科等の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとる。

3 学長は、本条2項に基づいてとった是正措置等の内容を、該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告する。

第8章 雑則

（事務）

第42条 この規程の事務は、総務部において処理する。

(改廃)

第43条 この規程の改廃は、総務部が起案し、研究不正防止委員会での審議を経たうえで、学校法人佐野学園理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年5月25日から施行する。
- 2 「神田外語大学 研究活動のコンプライアンス教育及び研究倫理教育の委員会規則」(平成26年12月4日理事会決定)は、廃止する。
- 3 「神田外語大学 競争的資金等の不正に関する調査委員会規則」(平成26年12月4日理事会決定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月17日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。